

第18回 スポーツ仲裁シンポジウム 報告書

開催日時

2022年3月9日(水)
17:00-19:00

場所

Zoom開催

同時通訳・手話通訳あり

主催

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

後援

スポーツ庁／法務省／公益財団法人日本オリンピック委員会／公益財団法人日本スポーツ協会／公益財団法人日本パラスポーツ協会、
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構／特定非営利活動法人日本オリンピック協会／一般財団法人日本ADR協会、
日本スポーツ法学会／一般社団法人日本国際紛争解決センター

協賛

公益財団法人ミズノスポーツ振興財団／デサントジャパン株式会社

目次

| | |
|-----------|-------|
| 開会の辞 | 5ページ |
| イントロダクション | 6ページ |
| 個別報告 | 9ページ |
| 質疑応答 | 23ページ |
| 閉会の辞 | 25ページ |

※本報告書はJSAA事務局がまとめたものであり、内容に関する責任はJSAA事務局に帰属します。

プログラム

東京大会・北京大会を踏まえたオリ・パラ大会関連紛争の実務について

イントロダクション



東京大会・北京大会のアドホック部の事案の概要

伊東 卓氏（弁護士 伊東・早稲本法律事務所、JSAA 理事）

個別報告



選手団としての利害関係人参加の事例共有

渡辺 稔一氏（公益財団法人日本オリンピック委員会 強化第一部 副部長）



Field of Play 紛争

小川 和茂氏（立教大学法学部特任准教授、JSAA 理解増進事業専門員）



五輪大会のアンチ・ドーピング事案

Gianluca Siracusano 氏（International Testing Agency, Regulatory Compliance 部長）



Playbook（新型コロナ対策ガイドライン）

五十嵐 敦氏（弁護士、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 総務局 法務部長）

質疑応答

【パネリスト】

渡辺 稔一氏（公益財団法人日本オリンピック委員会 強化第一部 副部長）

小川 和茂氏（立教大学法学部特任准教授、JSAA 理解増進事業専門員）

Gianluca Siracusano 氏（International Testing Agency 法務部長）

五十嵐 敦氏（弁護士、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 総務局 法務部長）

【コーディネーター】

伊東 卓氏（弁護士 伊東・早稲本法律事務所、JSAA 理事）

第18回 スポーツ仲裁シンポジウム

シンポジウム開催の目的

2021年度は、1年度の間には2つのオリンピック・パラリンピック大会が開催される年である。そこで、両大会で生じた紛争から、オリ・パラ大会関連紛争の実務を、夏季種目・冬季種目の各競技団体関係者に共有することを主な目的として、シンポジウムを開催する。

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構



東京大会・北京大会のアドホック部の事案の概要

伊東 卓氏（弁護士 伊東・早稲本法律事務所、JSA理事）

イントロ
ダクション

平成26年（2014年）1月 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」統括委員（現在）

平成29年（2017年）6月から公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理事（現在）

令和2年（2020年）1月から日本スポーツ法学会副会長（現在）

令和2年（2020年）6月から一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター会長（現在）

令和3年（2021年）6月から公益財団法人日本パラスポーツ協会監事（現在）



選手団としての利害関係人参加の事例共有

渡辺 稔一氏（JOC強化第一部 / 編成・派遣担当 副部長）

個別報告

ロンドン、ソチ冬季オリンピックでは、メディア担当業務にて現地帯同。

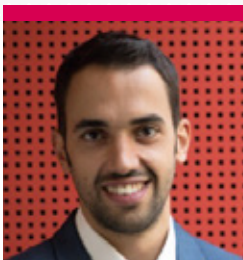
その後、強化部では日本代表選手団の編成・派遣業務を担当し、事前準備から、リオ・平昌・東京・北京冬季オリンピック他、JOC派遣の国際総合競技大会（アジア大会、ユニバーシアード大会等）の選手団本部員として従事した。併せてアンチ・ドーピング関係、情報医科学関係の事務局業務等を担当。



Field of Play 紛争

小川 和茂氏 (立教大学法学部特任准教授、JSAA 理解増進事業専門員)

立教大学法学部特任准教授。立教大学大学院法学研究科博士後期課程退学後、上智大学法科大学院助手、立教大学法学部助手、同助教、(一財)知的財産研究所特別研究員などを経て現職。他方で、大学院在学中より、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)の設立に関わり、その後も事務局に携わる。2020東京オリパラ大会の際には、プロボノリーガルサービスの運営委員会委員を務めた。専門は仲裁法(国際商事仲裁、投資仲裁、スポーツ仲裁)、国際私法、国際取引法、スポーツ法。著書に『アンチ・ドーピングの手續とルール』(商事法務、2021年)共著、『オリンピック・パラリンピックから考えるスポーツと法』(有斐閣、2021年)共著、『国際商事仲裁の法と実務』(丸善雄松堂、2016年)共著、『スポーツの法律相談』(青林書院、2017年)共著などがある。



五輪大会のアンチ・ドーピング事案

Gianluca Siracusano 氏 (International Testing Agency, Regulatory Compliance 部長)

Gianluca Siracusano is the Head of Regulatory Compliance at the International Testing Agency (ITA) where he leads the compliance function, including overseeing the compliance of the anti-doping activities delivered by the ITA on behalf of 40+ partner International Sports Federations and Major Events Organizers with the World Anti-Doping Code and other anti-doping regulations.

In his professional trajectory, he acquired a solid expertise in the legal, governance and integrity spheres of sport. Prior to joining the ITA since its foundation in 2018, Gianluca worked as Legal Affairs Manager at the Doping-Free Sport Unit within the Global Association of International Sports Federations (GAISF), where he led the legal and regulatory affairs of the Unit and was responsible the provision of anti-doping disciplinary services to 20+ International Sports Federations. Previously, he also worked in a leading law firm specialised in international sports law, ranging from arbitration to anti-doping proceedings and investigations.

Gianluca graduated magna cum laude in Law from Bocconi University with a dissertation on anti-doping criminal legislations. He further holds a Master of Advanced Studies in Sports Administration (MAS) from the International Academy of Sport Science and Technology (AISTS) and a Master in Sports Law.



Playbook (新型コロナ対策ガイドライン)

五十嵐 敦氏 (公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
総務局法務部長、弁護士・ニューヨーク州弁護士)

1991年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、1995年弁護士登録・TMI総合法律事務所勤務、2001年カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)ロースクール卒業(LL.M.)、2002年ニューヨーク州弁護士登録、2003年-中央大学法学部兼任講師(エンターテイメント法)、2014年-慶應義塾大学法科大学院非常勤講師(著作権法)、2015年-公益財団法人全日本スキー連盟監事、2016年-公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会総務局法務部長、2020年-国際スキー連盟(FIS)法務・安全委員会委員。著作権法を中心とする知的財産権法、エンターテインメント法、IT法、スポーツ法、国際法務を中心に扱う。公益財団法人長野オリンピック競技大会組織委員会の法務も同会顧問法律事務所の一員として担当した。Chambers GLOBAL PRACTICE GUIDES-Sports Law 2021執筆。

開会の辞

高杉 重夫（日本スポーツ仲裁機構 事務局長）

第18回目を迎える本日のスポーツ仲裁シンポジウムでは、オリ・パラ大会に関連する紛争の実務例を紹介します。今年度は、1つの年度に夏季大会・冬季大会が開催された年であり、現在パラリンピック大会が開催されている最中での開催になりました。いずれの大会も、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況での開催となり、競技団体の皆様は大変なご苦労されていると存じます。

大会に関連し、昨年取り扱った代表選考の問題の問題だけでなく、審判の判定や競技用品ルールン適用の問題や、ドーピングに関する問題が大きく注目されました。今回は、本日ご出席を賜りますパネリストの皆様、大会に関連して注目された審判の判定やドーピ

ング、コロナ対策ルールに関連する報告を頂戴し、今後の競技団体の活動に役立てていただくことを目的としています。

また、本事業に助成をいただきました独立行政法人日本スポーツ振興センター、運営協力をいただきました一般社団法人日本国際紛争解決センター、本シンポジウムに協賛いただきました公益財団法人ミズノスポーツ振興財団及びデサントジャパン株式会社及び各後援団体にも厚く御礼を申し上げます。本日のシンポジウムが先述の趣旨に鑑みて、有意義なものになることを祈念しています。

以上をもちまして主催者を代表して、ご挨拶とさせていただきます。

東京大会・北京大会のアドホック部の事案の概要

伊東 卓氏（弁護士 伊東・早稲本法律事務所、JSAА 理事）

(1) はじめに — イントロダクション講演の目的

本日は、当機構の主催する第18回スポーツ仲裁シンポジウム「東京大会・北京大会を踏まえたオリ・パラ関連紛争の実務」にご参加いただき、誠にありがとうございます。公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理事の伊東卓と申します。

私の方からは、パネリストの皆さまと参加者の皆さまと共通の認識をもって、報告を聴くことができるように、イントロダクションとして、本日のテーマに関連する背景知識を共有させていただききたいと思います。

私がお話しする内容は、次の4点です。

第一に、オリンピック大会中のスポーツ仲裁裁判所の活動

第二に、東京大会の紛争概要

第三に、北京大会の紛争概要

そして、最後に、コロナ対策ルールについて、お話しします。

(2) 五輪大会におけるCASの活動

オリンピック大会に関連しては、代表選手としての資格や大会中に行われる審判の判定に関する紛争、アンチ・ドーピング規則に関する紛争が生じることがあります。これらの紛争の結果は、オリンピック大会に参加する他の選手・チームの成績や出場の可否にも影響するため、オリンピック大会に関連する紛争は、極めて迅速に解決される必要があります。

そこで、CASは、1996年のアトランタ大会以来、オリンピック大会中に生じる紛争を迅速に解決するため、オリンピック大会の開催都市にアドホック部を設置し、迅速な紛争解決にあたっています。

また、2016年のリオ・デ・ジャネイロ大会からは、IOCアンチ・ドーピング規則違反に関する紛争の第一審としての管轄を持つアンチ・ドーピング部が設置されるようになりました。

この二つの手続の特色は、申立て又は審問の終結から24時間以内に仲裁判断を下すことが原則とされている点です¹。

このアドホック部、アンチ・ドーピング部は、東京大会では、本シンポジウムの後援者の一つである、一般社団法人日本国際紛争解決センターの東京施設に設置されていました²。

(3) 東京大会の紛争の概要 ア アドホック部

東京大会では、アドホック部に係属した事案は、公表されている資料を見る限り、15件あります³。夏季大会では、通例事案数は10件強であるため、東京大会の事案は、過去大会よりもやや多かったといえます。

事案の種類は、出場資格の紛争、ドーピングの紛争など様々です。そして、その中には、「審判の判定」が争われた事例がありました⁴。「審判の判定」を事後的にスポーツ仲裁で争うことができるのかという問題は、非常に悩ましい問題です。ここ数年、日本スポーツ仲裁機構にも、「審判の判定」が争われる事案が係属するようになってきました。審判の判定が争われた東京大会の事例については、本日、立教大学の小川和茂様よりご報告いただきます。

また、東京大会のボクシング競技の「審判の判定」の事案で、日本の競技者と日本オリンピック委員会が利害関係人として関わった事案がありました⁵。この事案の概要については、本日、日本オリンピック委員会の渡辺稔一様より、ご報告いただきます。

イ アンチ・ドーピング部

五輪大会では、アンチ・ドーピング規則違反を摘発する検査・インテリジェンス活動も非常に重要になります。

東京五輪大会のアンチ・ドーピング規則違反は、現在のところ、6件判明しており、いずれも、禁止物質が競技者の体内から検出されたアンチ・ドーピング規則 2.1 項違反の事案でした⁶。

一つ例を挙げると、イギリスのリレーチームの一人の選手から、禁止物質の陽性反応が出たケースでは、先月 2022 年 2 月に違反が確定し、イギリスのリレーチームの銀メダルがはく奪されています⁷。

このような東京五輪大会・北京五輪大会のアンチ・ドーピング活動の概要については、本日、国際検査機関 (International Testing Agency) の Gianluca Siracusano 様にご報告いただきます。

ウ クリスティーナ・ティマノフスカヤ選手のケース

東京大会で最も大きく注目を集めた事例は、ベラルーシの陸上競技選手、クリスティーナ・ティマノフスカヤ選手が、SNS 上でコーチを批判したことをきっかけに、ベラルーシ五輪委員会のチームから除外された事案でした。

この事案で、ティマノフスカヤ選手は、空港で保護され、ポーランドへの亡命手続を進める中で、並行して、スポーツ仲裁裁判所に対し、除外決定を取り消す申立てをし⁸、女子 200 m 短距離走への出場を果たそうとしていました。

しかし、申立てから競技会⁹まであまりに時間がなく、彼女も警察に保護された状態であったことから、十分な審理をすることができず、ティマノフスカヤ選手の請求は棄却されました¹⁰。

なお、このケースでは、日本スポーツ仲裁機構が事務運営を行ったプロボノサービスの申請が行われ、日本の弁護士が代理人を務めています。

(4) 北京大会の紛争の概要

北京大会では、アドホック部のケースは、公表されている資料を見る限り、11 件でした。また、アンチ・ドーピング部のケースは、これまでのところ、4 件公表されています¹¹。

北京大会では、ロシアのフィギュアスケート選手、カミラ・ワリエワ選手のドーピング仲裁事案が最も注目を集めました。

このケースは、北京大会の前にロシア国内の競技大会で行われたドーピング検査で、「トリメタジジン」という禁止物質¹²が検出されたことに端を発します。

当初、競技者に対しては、ロシアアンチ・ドーピング機関より暫定的資格停止処分が課されましたが、ロシアの規律委員会がこれを解除しました。これに対し、IOC、WADA、国際スケート連盟が、「競技者には暫定的資格停止が課されるべきだ」と主張して、アドホック部へ申立てを行いました。

アドホック部のパネルは、IOC らの請求を認めず、暫定的資格停止を解除するのが妥当であると判断しました¹³。アドホック部のパネルは、解除が妥当という結論を導くにあたり、競技者が 16 歳未満で「要保護者」であることや、2021 年 12 月 25 日に採取された検体のスウェーデンの分析機関による分析結果の報告が、北京五輪大会の団体戦を終えた後である 44 日後になったことを考慮しています。

このケースは、まだ結論に至っていないわけではありません。最終的に、アンチ・ドーピング規則違反が認められるかは、現在進められている手続に委ねられています。

(5) 史上初めてのコロナ対策ルールが適用された大会

もう一つ東京大会・北京大会の特色は、新型コロナウイルス感染症対策 Playbook が適用された初めての大会であるという点です¹⁴。

Playbook とは、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の組織委員会が、IOC、IPC とともに、参加者が遵守すべきコロナ対策上のルールを取りまとめた規則です。これ

らは大会参加者と開催国民の双方にとって、安全で安心な大会を実現するためのものとされています。

このコロナ対策 Playbook の概要については、本日、東京大会組織委員会の五十嵐敦様よりご報告いただきます。

(6) むすび

駆け足になりましたが、本日取り上げるテーマに関連するルールや紛争を、お話しさせていただきました。本日はこの後、パネリストの皆さまにより、それぞれの立場から、ルールや紛争事例について、具体的にお話をいただけることと思います。

以上で、イントロダクションを終えさせていただきます。ありがとうございました。

¹ アドホック部については申立てから 24 時間以内 (AHD 規則 18 条)。アンチ・ドーピング部については、審問の終結後から 24 時間以内 (ADD 規則 18 条)

² 2021 年 7 月 9 日 CAS プレスリリース「CAS opens two temporary offices in Japan for the Tokyo 2020 Olympic Games」

³ CAS ウェブサイト, Recent decisions 参照

⁴ CAS OG 20/10&11, TAS JO 20/14, CAS OG 20/15 の 3 事例

⁵ CAS OG 20/15 Yuberjen Martínez & Colombian

Olympic Committee & Colombian Boxing Federation v. IOC Boxing Task Force

⁶ ITA ウェブサイト (<https://ita.sport/sanction/olympic-games-tokyo-2020/>) より

⁷ 2022 年 2 月 18 日 CAS プレスリリース「Decision rendered by the CAS ADD - Chijindu Ujah (athletics)」

⁸ 申立ては、2021 年 8 月 2 日未明に行われた。

⁹ 2021 年 8 月 2 日 10:30 開始予定。

¹⁰ CAS OG 20/13, Krystsina Tsimanouskaya v. NOC Belarus

ウクライナ・ボブスレー

<https://ita.sport/news/beijing-2022-the-ita-asserts-an-apparent-anti-doping-rule-violation-against-ukrainian-athlete-lidiia-hunko/>

¹¹ ウクライナ・クロスカントリー

<https://ita.sport/news/beijing-2022-the-ita-asserts-an-apparent-anti-doping-rule-violation-against-ukrainian-athlete-valentyna-kaminska/>
イタリア・スキー

<https://ita.sport/news/beijing-2022-the-ita-asserts-an-apparent-anti-doping-rule-violation-against-iranian-athlete-hossein-savehshemshaki/>

¹² 特定物質ではない物質とされている。

¹³ CAS OG 22/08 IOC v. RUSADA / CAS OG 22/09 WADA v. RUSADA & Kamila Valieva / CAS OG 22/10 ISU v. RUSADA, Kamila Valieva & ROC

¹⁴ 東京大会のプレイブックについては、以下のウェブページから DL 可能。

<https://olympics.com/ioc/tokyo-2020-playbooks>

選手団としての利害関係人参加の事例共有

渡辺 稔一氏 (JOC強化第一部 / 編成・派遣担当 副部長)

(1) 自己紹介

本日は貴重な事例報告の場をいただき、大変光栄です。私はロンドン大会及びソチ大会では選手団のメディア担当をしていました。オリンピックでは、リオ・デ・ジャネイロ大会、平昌大会、東京大会、北京大会では日本選手団の大会派遣を担当し、大会期間中に帯同。また、その他JOC派遣大会への選手団派遣に関わる業務を行いました。

(2) 過去に日本選手団が関わった仲裁例

過去において日本選手団が大会期間中にCAS仲裁に関わった案件は、ロンドン大会、平昌大会及び東京大会における3つの案件があります。私自身は、さまざまな立場でこれらを含む、4つの案件に関わりました。

ロンドン大会は、JOCと日本選手が申立人となったケースです。平昌大会は、大会期間中にドーピング検査で陽性結果となり、選手本人をサポートする選手団本部の立場で関わったケースです。

東京大会 (CAS OG 20/15 Yuberjen Martínez & Colombian Olympic Committee & Colombian Boxing Federation v. IOC Boxing Task Force¹⁵) は、詳細を後述する通り、競技結果に伴う利害関係者という立場で手続きに参加したケースであり、大会期間中ボクシング競技において日本選手と他国選手の競技結果について、他国選手及びNOCから申立てが行われ、その対戦相手であった日本選手と日本選手団が利害関係者とされた事案です。

本日は、選手村の中でこの仲裁事案が非常にタイトなスケジュールで進んでいたということを、時系列で説明します。大会中は多岐にわたる業務、対応がありますが、それらに加え、非常に限られた時間内で関係者への対

応や法務との連携が必要になります。本日出席者の約半数は競技団体の皆さまと伺っておりますので、今後に向けた参考という意味で情報共有とケーススタディーができれば有益だと思っています。

(3) 事例の概要

2021年8月3日午前中にボクシング競技準々決勝が実施され、日本選手が判定勝利を収め、準決勝に進みました。ボクシング競技は3位決定戦がなく、準決勝以上に進出した場合には銅メダルが確定するため、本申立てが行われたと考えています。申立人であるコロンビア選手の代理人が、翌8月4日午後4時10分にCASの事務局に申立てを行い、そのわずか1時間強後の同日午後5時27分、CAS事務局より、IOCボクシング・タスク・フォース (BTF) と利害関係者としての日本選手団宛に申立書と証拠資料がメールで送られてきました。IOC BTF宛となっていたのは、ボクシング競技の国際競技団体であるAIBAは現在資格停止中となっており、東京2020大会においてはIOC BTFが国際競技団体の役割を担っていたためです。

その9分後の同日午後5時36分、オランダ、中国及びチリ国籍の3名が仲裁パネルを結成するとの通知がありました。その後、午後6時13分にCASから手続に関する連絡がありました。こちらは、3時間後の当日午後9時までに、主張がある場合は被申立人であるIOC BTFから返答をすること、また、その1時間後の午後10時には、オンラインでビデオ審問が行われる、という事務連絡でした。

(4) 双方の主張

A 申立人側の主張

申立人が主張した内容は、CASのホームページでも公開されています。主張は、弁護士である代理人によって作成されていましたが、○コロンビア選手が試合を支配していた、○日本選手はダメージが大きく、試合後は車いすで退場した、○国際的なメディア、ボクシング関係者の一部も勝者はコロンビア選手である、という主張でした。

そして、要求の内容は、以下のとおりです。まず1点目は、日程的に再試合は難しいので仲裁判断としてコロンビア選手の勝利宣言をしてほしいということ。2点目は、勝利したと認められない場合は、試合自体を無効として再試合を行ってほしいということ。3点目は、日本選手が負傷等の影響で試合ができない場合は、敗者であるコロンビア選手を次の準決勝に進出をさせてほしい、すなわちラッキーローザーと呼ばれる考え方を今回適用してほしい、ということでした。

イ 被申立人側の主張

次に、選手団本部として聴聞会までに行った対応は以下のとおりです。

8月4日午後7時頃、選手村内の本部へボクシング日本チームの監督、コーチを呼び、日本選手が今回、利害関係者になっていることを共有しました。この時点でオンライン聴聞会まで2時間を切った非常にタイトなスケジュールになっています。

その後、IOC BTF 側に、選手団本部、競技団体（監督・コーチ）、通訳が聴聞会へ参加すると連絡しました。

締め切りである午後9時前の午後8時58分に被申立人IOC BTFの代理人から主張書面と証拠がメールにて提出されました。

そして予定通り午後10時から、オンラインで聴聞会が実施されました。

(5) 聴聞会の対応

聴聞会は仲裁パネルが主宰し、申立人であるコロンビア選手とその代理人、IOC BTFの代理人と日本選手団側がそれぞれオンライン

で参加をして、50分程度で終了しました。

選手団本部として事前に監督・コーチから聞き取った内容は、以下のとおりです。

1点目として、選手団は、競技団体からヒアリングをしており、今回のケースでは、事前の各競技への最終のルール説明のミーティングにおいて、試合直後の異議申立ては受け付けられないという説明がありました。ちなみに、ロンドン大会の際は、競技終了後30分以内のプロテストが認められていたと聞いています。

2点目として、試合結果については、競技団体としては正当な結果であると認識をしている。スコアは、非常に僅差ではあったが、日本選手の勝利であるという認識を明確に持っていました。

3点目として、申立書の中には証拠としていくつかの写真が添付されていましたが、こちらについては申立人側が意図的に写真を切り取ったものであり、必ずしも試合のダメージによるものではないこと。また試合後、申立人選手からは特に抗議やアプローチは行われなかったという状況でした。

そして聴聞会におけるIOC BTF 代理人からの回答主張は、以下のとおりでした。

まず、本件はField of Play (FOP) の原則が適用されるべきであり、審判団の判定に恣意性、汚職等を証明できない場合は、FOPの決定にCASは干渉できない。申立人は、審判団が不誠実だったと主張しているが、その証拠が示されていない。

更に、コロンビア選手が優勢であったとの主張はダメージを与えている場面を申立人の都合よく抜粋したもので、審判団の採点と矛盾している。試合後、日本選手に対するメディカルチェック等のデータによると、試合中の負傷のダメージは記録されていない。

これを受け、仲裁パネルに対して、FOPの原則に基づき申立てを棄却してほしいこと。次に、日本選手は次の試合に向けたメディカルチェックに合格をしているので、申立人側の主張にある代替出場に対する判断は不要で

あること。を要求しました。

以下は、実際に50分間行われたオンライン審問の内容です。

○出席者の確認

○冒頭陳述：これはそれぞれの代理人から約5分ずつ行われました。

○コロンビア選手の意見陳述：努力が報われずに残念である。また、家族、国としてのプライドが懸かっているため、良い仲裁結果を希望したい、と感情に訴えるような内容でした。

○被申立人の意見陳述：JOCもコメントを求められました。JOCとしては利害関係者の立場でしたので、具体的に何か意見を述べたというよりは、日本選手のダメージはあくまで脱水、疲労によるものであること。お互い素晴らしいファイターであるためコロンビア選手には次の大会での活躍を期待している。という形で意見を述べました。

そして、CAS仲裁パネルからは、明朝までに判断を下す、との説明があり、閉会となりました。なお今回の事案については、選手団本部は競技団体と協議を行い、日本人選手本人の陪席、意見陳述等は今回行いませんでした。

(6) 裁定結果

聴聞会直後の午後11時11分には、裁定結果の結論のみ、通知メールが送られてきました。内容は、本件申立てを棄却する、発生する経費は各自で負担をする、CASによる仲裁費用は無料という内容でした。

そして翌日8月5日午後、理由・根拠等が示された全10ページの裁定結果がCASから送られてきました。こちらは公表され、CASの公式サイトにも掲載されています。審判に根本的なルール違反がない場合、FOPの決定を見直すことはない、申立人が主張した内容である救済措置については棄却をする、という内容でした。この結果、日本選手は予定どおり準決勝に進むことができ、同日15時に準決勝が実施されました。

国際大会においては、どの競技においても競技直後にプロテスト等の制度が設けられています。国際競技連盟によってそれぞれ運用のルールが設けられています。特に競技団体、関係者の皆さまには、今回事例のように場合によっては巻き込まれる形でCASの仲裁にまで至り、非常に限られた数時間のタイムラインの中で、物事が進んでしまうという事例があるということに、ぜひご留意いただきたいと思います。

(7) 小括

簡単ではありますが、東京大会で発生した仲裁事案について、実務面での詳細をご紹介します。もちろん仲裁には発展しない、させないことが一番ですが、今回のように意図せず巻き込まれるケースもあります。現在JOCでは、オリンピック等の国際大会に選手団を派遣する際の対策として、大会期間中に現地の法律事務所とリーガルサポートの契約をする等の体制をとっています。これは、現地の日本大使館との連携だけではなく、現地法、日本語に精通をした現地の法律事務所とあらかじめ契約を行うとともに、開催地によってはスポーツ、アンチ・ドーピング等の関係分野に特化した事務所があるわけではないため、事前にJOCの顧問弁護士も交えて、過去大会での発生ケース、事例等も共有した上で、いざトラブルが起きたときの初動対応をスムーズ、的確に取れるようなリスク管理体制を取っています。また、今後は選手団人員等の制約はあるものの、リーガルメンバーを選手団内に配置することや、オンラインを活用したサポートの在り方も検討していくべきものと考えています。

大会期間中の紛争は特に時間に迫られることが多く、海外開催となると、対応する人的なリソースも限られ、時差の課題もあります。中央競技団体におかれては、こうした事例やプロセスをあらかじめ把握いただくことで、より迅速で効果的な初動の対応が取れるのではないかと考えています。また、JOCが派遣

する国際総合競技大会だけではなく、中央競技団体が派遣している単体の国際大会でも同様のことがいえると思います。ぜひ各競技団体の中でも、選手強化とリーガル関係者の連絡体制の構築等についても事前の検討、協議いただければと思います。本日はご清聴あり

ありがとうございました。

¹⁵ CAS OG 20/15 Yuberjen Martínez & Colombian Olympic Committee & Colombian Boxing Federation v. IOC Boxing Task Force, https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Award_OG_20-15_FINAL_for_publication.pdf

Field of Play 紛争

小川 和茂氏（立教大学法学部特任准教授、JSAA 理解増進事業専門員）

(1) 自己紹介

立教大学の小川です。公益財団日本スポーツ仲裁機構では理解増進事業専門員を務めています。本日は Field of Play（フィールド・オブ・プレー）紛争ということで、東京大会での事例等も踏まえながら説明します。

(2) 審判の判定

「Field of Play」とは、競技場のことですが、そこにおける紛争とはどのようなものがあるのでしょうか。競技中の競技場には、競技者、コーチ、ジャッジ、ジュリー、レフェリーと呼ばれるオフィシャル（役職員）がいます。オフィシャルが競技中のさまざまな事象に対し判定や採点をしていきますが、審判の判定や採点に対して不服を申し立てることができるか否かが問題になります。

オフィシャルは、以下のような事象について判定しています。例えば、用具、ユニフォームの規則適合性という問題があります。北京大会でも、スキージャンプの競技でスーツ規定に違反して失格処分を受けてしまったケースがありました。その他、反則行為等があった場合に失格や出場停止などのペナルティーを付加することがあります。得点の有無、計算その他の判定の問題もあります。これも北京大会でスノーボードの得点、採点で、点数がおかしいという意見もありました。得点の有無や得点の計算に関しては、勝敗、順位に直接、影響を及ぼしてしまいます。その他にも、競技ごとに審判はさまざまな判定・決定を競技中に行います。

審判の判定に対する不服申立ては原則としてできません。審判等の決定に対して毎回不服申立てをしてしまうと、どうなるのでしょうか。どのような判定であっても不服申立てが

できるとなると、かなり後になるまで試合の結果が決まらないことになります。また、不服申立てが連続して起きると、競技自体が中断してしまいます。

しかし、不服申立てが全くできないわけではありません。先ほど渡辺様からもご説明がありましたが、競技によっては、抗議ができる場合、上訴ができる場合があります。抗議や上訴の正当性を判断するために、グラウンドジュリーや上訴委員会（Appeal Board）が競技会に用意されていたりします。

また、審判が買収されたり、審判が恣意的な判断をしたりしている場合にまで、不服申立てが全く認められないということになると、かえってスポーツのインテグリティを欠く状況になってしまいますので、別途対応が必要でしょう。

こうしたバランスを考えた上で、審判の判定に対しどのような範囲で不服申立てができるのだろうかという点に対して、スポーツ仲裁裁判所（CAS）の先例では、いわゆる Field of Play ドクトリン（以下「FOP 原則」）が確立されています。

(3) FOP 原則とは？

CAS では、Field of Play において、競技規則を適用してする審判等の決定に関して、再審査を行わないという原則があります。つまり、審判の判定に対しては、原則、仲裁等において不服申立てをすることができません。

しかしながら、この原則には例外があり、以下の5つのいずれかについて、不服を申し立てた者が十分な証拠を持って立証した場合、FOP 原則の例外として、競技中の審判の判定に対する不服申立てが再審査されます。

① 審判員の決定に偏見があったこと

- ②悪意 (malice) があったこと
- ③不誠実さ (bad faith) があったこと
- ④恣意性があったこと
- ⑤法的な誤りがあること

また、審判の判定は、原則として不服申立てができないのですが、競技規則上、「不服申立てができる」と規定がある場合には、FOP原則が適用されずに、不服申立てをすることができます。

どういった決定がFOP原則の適用対象となる審判員の決定に当たるのでしょうか。CASの先例によると、決定が、ある試合のルールを適用する責任がある審判に競技場においてなされた場合であって、決定の効果が競技場に限定される場合になっています。

例えば、野球でいえば「ストライク」という判定や、サッカーであれば「オフサイドがあったか否か」という判定になります。しかし、中には、審判の判定に紐づけられて、当該試合後に制裁や規律処分が行われるケースがあります。そういう場合、FOP原則の適用対象となる決定にはならないことがあります。

(4) 過去の例

具体的に審判の判定を覆した事例はそれほど多くはありません。

① CAS 2008/O/1483 Asian Handball Federation and etc. v. International Handball Federation, 28 May 2008

CASで、代表的なものが2008年のハンドボールに関する事例です。北京オリンピックのハンドボールの男子予選クウェート対韓国の事例で、クウェートが結果的に勝ちましたが、この試合の審判は、国際ハンドボール連盟の審判員リストに載っていないヨルダン人の審判員2人によって担当されていました。国際ハンドボール連盟がヨルダンの審判にバイアスがあったことを理由として、男子予選の再試合を決定しました。これに対し、アジアのハンドボール連盟が国際ハンドボール連

盟を相手に、CASへ仲裁を申し立てました。

この事案では、男子予選を再試合とする国際ハンドボール連盟の決定は、IHFの内部の手続規則違反で決定が取り消されました。同時に、男子予選の結果も次の理由から取り消されました。ヨルダン人の審判2名の方のスキルが未熟で、力量が十分でなかったにしても、ミスの総数が40回以上あったことが決定的な理由になりました。40回以上もミスがあるのは普通はあり得ないことです。このミスの中に韓国に有利な審判ミスが見つからなかった。また、審判レポートによれば、審判はクウェートを優先していたのだというレポートもありましたし、それらのミスは前半にあったのですが、ハーフタイムに審判との間で話し合いをした結果、後半からは是正されていたということで、明らかにバイアスがあったことを立証できたとして、審判の判定、試合結果が取り消されました。

② DECISION of the FEI TRIBUNAL Case 2019/11, 8 May 2019

もう一つ、審判の判定を後になって覆した事例として、2019年に判断がなされた国際馬術連盟 (FEI) の司法機関 FEI Tribunal が行った決定があります。この事案は、馬術の競技会に参加していた競技者と馬が障害飛越の試技後の検査において、規則違反となるブーツを履いていたことをスチュワードが見つけたこと、グラウンドジュリーが競技者とその馬を失格とする決定を下しました。しかし、この際、スチュワードは適用規則を誤っていました。その結果、競技者は、競技中履いていたブーツは規則違反ではないと主張して、失格決定に対して不服申立てを行いました。

これに対し、FEIも、確かに適用規則は間違っていたことはあり、審判の判定だったので、FOP原則が適用されるかが問題になりました。失格処分が恣意的なものなので、FOP原則は適用されない、極めて狭い例外の範疇に入るということを被申立人であるFEIも主張しました。結局、当事者間でこの事例につ

いては FOP 原則が適用されないという点で争いがなく、FOP 原則を適用しないで、失格処分が恣意的だったことを仲裁パネルも認めて、失格処分が取消しとなりました。

以上のように、例外的ですが、審判の判定を覆した事例が存在しています。

(5) 東京大会の事例

次に、東京 2020 大会における Field of Play に関する事例 3 件を簡潔に説明します。

1 件は、渡辺様から説明があった CAS OG 20/15 で、JOC と田中選手が利害関係人として参加した事案です。それ以外にも、2 件ありました。

ア CAS OG 20/10¹⁶

4 × 400 男女混合リレーの予選においてドミニカとアメリカが失格となったところ、その後、それぞれのチームは復権し、資格が戻りました。この World Athletics（世界陸連）の復権決定に対し、ベルギーとオランダの NOC が、本来であれば失格であると主張して、世界陸連が行った復権の決定の取消しを求めた事案でした。

どういう違反があったのかは後でスライドをご覧ください。日本時間の 7 月 31 日 0 時 24 分に復権の決定がされました。二つの復権決定に対して、ベルギーの NOC は、世界陸連の審判委員会の上訴部に不服申立てをしていたのですが、7 月 31 日 11 時 24 分に上訴部は不服申立てを棄却しました。この後、同日夜 8 時 22 分にベルギーが仲裁申立てをし、オランダ NOC も夜 11 時 49 分に不服申立てをしました。どちらも夜遅くに行われて、もうこの時間になると CAS のアドホック部の事務員の人たちは全員退勤してしまっていて居なかったため、次の日にアドホック部では被申立人に通知をしています。利害関係人にも通知を行い、仲裁人も選定し、その後も当事者間でやりとりをしているのですが、この事件に関しては当事者が提出した書面だけで審議を行いました。2021 年 8 月 2 日に仲裁

判断が出ています。

この事件は、結果的に申立ては棄却されています。なぜ棄却されたのかというと、本件における仲裁申立ての理由として、申立人らは決定に悪意があったとか、恣意性があったという主張はしていなかったです。つまり FOP 原則が適用されない例外に関する主張はしていなかったということです。そうすると今回の決定ってというのは Field of Play の決定であるので、仲裁パネルは再審査、介入することはしないのだということになっています。

イ TAS OG 20/14¹⁷

二つ目の事例もボクシングの事例です。91 キログラム超級の準々決勝でアリエフ選手とクラーク選手が対戦し、第 1 ラウンドはアリエフ選手が勝利しましたが、第 2 ラウンド終了 4 秒前にクラーク選手の眉が切れたところで試合が止められました。そこで、レフェリーからアリエフ選手に警告が与えられ、その後続けて、クラーク選手の勝利が発表されました。スコアカードには、アリエフ選手の失格が記されていました。試合後、アリエフ選手は IOC ボクシング・タスク・フォースに不服申立てを行ったが不服が認められないので、CAS アドホック部に更なる不服申立てを行いました。

規則によれば、故意の反則によりボクサーが負傷し、反則を受けたボクサーが試合を続行できないとレフェリーが判断した場合、違反したボクサーは失格となり、負傷したボクサーが勝者となると定められています。申立人は、審判が、この規定の適用を間違えたと言いました。

この事件も、比較的期間が短く、2021 年 8 月 2 日午前 10 時前に不服申立てをして、答弁書は同日午後 8 時に提出され、同日午後 10 時から審問が行われました。

この仲裁手続の結論は、請求棄却でした。その理由は、失格が審判による不正行為だとか、悪意だとか、汚職があったという証拠を申立人から仲裁パネルに提示していないと

いうものです。要するに、本事案の判断は、FOP原則の対象となる決定であり、例外に当たる事情の立証が出ていないので、パネルは再審査しないと述べています。

ウ CAS OG 20/15

既に渡辺様からご説明がありましたので、省略します。

(6) CAS アドホック部における Field of Play 事案とその対応

FOP原則の対象となる審判の決定が何なのかを熟知して、抗議できるのか否かをきちんと把握しておく必要があります。

また、審判の判定に対する不服申立て、抗議の手続について、各競技の競技規則や定めをあらかじめ知っておくことが大事です。各競技の規則に定められた抗議などの手続をしていない場合、CASに不服申立てをしても、競技団体内部の不服申立て手続が経られていないという理由で、CASの仲裁ができない場合があります。

FOP原則の仲裁判断例や日本の国内競技団体の規定等を参照してみると、中には、国際競技連盟の規程から審判の判定に対する不服申立ての規定を取り入れる際に、意図的なのかは分かりませんが、一部の規定を削除している競技団体がいくつか見受けられました。国際競技連盟の規則自体は、全体として一貫

性があるのですけれども、国内競技団体の規定になった際に一貫性がなくなってしまう、何らかの法的トラブルが発生するリスクがあります。

もう一つ、アドホック部へのスポーツ仲裁申立ての場合、特に時間的な制約に気を付けなければいけません。審判の判定に対する不服申立てが認められることは極めて少ないですが、FOP原則が適用されず、審判の決定を覆すことができる論点に基づいた主張立証の準備をしておくことがすごく大事です。また、アドホック部の場合、通常のスポーツ仲裁ではあり得ない速さで手続が進みます。想定される紛争があるのであれば、事前に対策を採る必要があります。JOCでも対策はされていると思いますが、そうした対策が国内競技団体でもできるようになるとよいと思います。

駆け足になりましたけれども、報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。

¹⁶ CAS OG 20/10 NOC Belgium v. World Athletics & USOPC & NOC Dominican Republic CAS OG 20/11 NOCNSF v. World Athletics & USOPC & NOC Dominican Republic, https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/ARBITRAL_AWARD_OG_20_10-11_FINAL_for_publication.pdf

¹⁷ Mourad Aliev & Fédération française de boxe & Comité National Olympique et Sportif Français c. IOC Boxing Task Force & Frazer Clarke & British Olympic Association, https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Sentence_JO_20-14_FINAL_pour_publication.pdf

五輪大会のアンチ・ドーピング事案

Gianluca Siracusano 氏 (International Testing Agency, Regulatory Compliance 部長)

(1) 自己紹介

International Testing Agency (ITA) で Regulatory Compliance の部長を務めている Gianluca Siracusano と申します。まず、JSAA の関係者の皆さま、このような場に招待していただき本当にありがとうございます。過去9カ月を振り返り、東京大会、北京大会の事案を紹介したいと思います。

(2) ITA とは？

ITA は、スイスのローザンヌを拠点とする非営利の国際団体です。ITA のミッションは、総合的なアンチ・ドーピング・サービスを提供することです。ITA は、スポーツや政治的権力とは独立した形で、国際競技連盟や主要な大会主催者にアンチ・ドーピング・サービスを提供しています。

ITA の Value は、Integrity (インテグリティ)、Excellence (秀逸さ)、Equality (平等性) です。ITA がどのように検査を行い、その結果をどのように使うかに、この Value が反映されています。

ITA の目的は、アンチ・ドーピング・プログラムを実施する際、独立性、透明性を確保した形で行うことや、ステークホルダーのコンプライアンスを確実にすること、フェアな取り扱いを、プロセスを通して調和した形で行い、アンチ・ドーピング・システムの信頼を醸成することです。

ITA 設立直前、ロシアケースを含む様々なドーピングスキャンダルがあり、独立したアンチ・ドーピング機関の必要性が認められ、ITA は、2018年に設立されました。

ITA の設立資金は、オリンピックムーブメントに代わり、IOC が拠出しました。ITA は非営利団体ではありますが、国際競技連盟や

主要国際競技大会の主催者などにサービスを提供し、収益を得て運営資金としています。

WADA は、ITA のオペレーションには関わってはいませんが、ITA ボードの議決権を持たないメンバーポジションによって代理されており、WADA のコンプライアンスプログラムを通して、ITA の活動を監督しています。

(3) 五輪大会のアンチ・ドーピング・プログラム

五輪大会では、たくさんのステークホルダー、関係者がアンチ・ドーピング・プログラムを運営するために関わっています。そして、一つ一つの主体が、きちんと同じ方向性を向かっていなければいけません。個人の結果でこのプログラムは成功に導かれるわけではなくて、チームワークです。全てのステークホルダーが協力しなければ、ITA のプログラムは機能しません。

各大会には独自性があり、対応策もそれに合わせなければいけません。開催国の法的枠組に適合する対応策でなければなりません。重要なのは、IOC は大会主催者で、大会のアンチ・ドーピング・プログラムの遵守について最終的な責任を持っていることです。ITA は、アンチ・ドーピング・プログラムの運営について IOC から委託を受けて活動しています。

ITA の活動は、IOC アンチ・ドーピング規則に規定されています。同規則によれば、IOC は、東京五輪大会の結果管理に関する責任を ITA に委託するなどしています。IOC は、東京五輪大会で実施されるドーピング管理の全側面につき、規則重視の観点から引き続き責任を負う。

ITA は、IOC に代わり、アンチ・ドーピング・プログラムの運営、実施の責任を負っていま

す。ITAは、IOCの代理として、訴追する責任を持ちます。

WADAは、アンチ・ドーピング・プログラムが規定に基づいてきちんと実施されているかをモニターする立場にあります。そして、国際連盟、IFは、大会中だけでなく、大会後の結果管理にも責任を持つわけです。

さて、先ほど述べたとおり、IOCは、ITAに対し、アンチ・ドーピング・プログラムの実施の委託をしています。大会組織委員会のアンチ・ドーピングの文脈の責任は、開催都市契約に記載されています。

東京大会で、ITAは、主要な日本のステークホルダーであるスポーツ庁、文部科学省、日本スポーツ振興センター、日本アンチ・ドーピング機構、東京大会組織委員会と覚書を結びました。また、ITAは、日本の行政当局と覚書を交わし、情報共有と物質、医薬品の輸入手続きに関する取り決めを行いました。その他にも、検体キットのメーカーなどを含め、多岐にわたるサービスプロバイダーが関わります。組織委員会が行う検査に関しては、WADAが認定した分析機関が検体の分析を行います。

規則を作り、その遵守を監督する機関として世界アンチ・ドーピング機構があります。大会の1年半前にWADAが新しく2021年Codeに改定したため、IOCも2021年Codeに従って、アンチ・ドーピング規則を再作成しました。

(4) 紛争解決

アンチ・ドーピング規則違反の管轄権に関して、フレームワークは、大会前、大会中、大会後に分ける必要があります。

本来、選手村開村と共にIOCに管轄権が移るのですが、東京大会の場合は2か月前の2021年5月12日から、IOCに管轄権が移りました。この結果、競技大会前から、検査のみならず、制裁についてもIOCが管轄を持っていました。そして、実際に開会式が行われる7月末になると、大会中の検査体制になり

ます。そして、選手村が閉村する8月8日にIOCの管轄権が終了しました。

北京大会のカミラ・ワリエワ選手の事案は、厳密にはIOCの管轄内ではありません。なぜなら、尿検体が、ロシアアンチ・ドーピング機関に採取され、その管轄下にあるからです。オリンピックにも影響があったという意味で、IOCの管轄権が臨時に波及したことになります。

東京大会と北京大会のアンチ・ドーピング計画の規模を見ていきます。東京大会では5000件の検査が行われ、選手のうち36パーセントが検査を受けました。競技会検査が3000件、競技会外検査が約1000件です。北京大会の場合、2000件強の検査が行われました。

東京大会では、IOCアンチ・ドーピング規則違反が6件ありました。北京大会の違反は全部で4件ありました。

IOCからの委任に従って、ITAはアンチ・ドーピング規則違反行為の疑義に関しまして、初期の調査を行い、その後、選手に通知します。ITAは、選手としての権利を行使できるように、検査結果、分析状況のデータなどを入手できるように通知します。その後、CASアンチ・ドーピング部による聴聞会も行われます。IOCの管轄権が及ぶのは競技者への失格処分の有無についてのみで、失格となれば大会から追放されます。その他の制裁については、以後結果管理についての責任を有する国際競技連盟に判断が委ねられます。

大会中の手続は、非常に迅速に行われます。五輪大会の場合、時間が差し迫っていない通常の場合でさえ、12時間から24時間で規律手続が終わります。

実際、東京大会のケースでは、午前7時44分に陽性結果が出され、午後7時5分にはCASの判断が出たことがありました。なぜなら、午後7時45分に当該選手が競技に出る予定だったからです。このケースでは、ITAの請求が認められましたが、ITAの請求がCASADDに判断されるまで、非常に迅速に事が進みました。

アスリートには、違反の疑いのある分析報

告を受け入れ、聴聞する権利を放棄し、IOC アンチ・ドーピング規則に基づき ITA が IOC に代わって提案する結果を受け入れる選択肢があります。そしてすべての通知は適切に届けられなければいけません。これはメールでもいいですし、または対面で通知を行ってもいいです。重要なのは迅速に通知をすることです。アスリートに対して適切に通知を行い、どのような権利が認められるか、可能性としてどのような結果になるのかを伝えます。

大会期間中、日本スポーツ仲裁機構が提供するプロボノサービスがありましたし、北京でも弁護士会が協力してプロボノサービスを行っていました。アスリートは、このサービスを使って、法的なアドバイスを受けることができました。大会中は時間がないので迅速

に動かなければいけません。当事者の方は、法律の専門家を頼り、当該ケースの準備を整え結果を理解することが大事です。

(5) コロナの影響

最後に、コロナの影響もありました。聴聞会は、現在リモートで行われています。そして、北京大会では B 検体の開封もリモートで行われました。分析機関にカメラを設置し、関係者が B 検体を実際に開封するところを確認することができました。コロナによって影響を受けたことの一つです。ITA は、アンチ・ドーピング・プログラムの履行において Playbook の下にあり、Playbook を遵守して活動していました。

ご清聴ありがとうございました。

Playbook (新型コロナ対策ガイドライン)

五十嵐 敦氏 (公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 総務局法務部長、弁護士・ニューヨーク州弁護士)

(1) 自己紹介

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(組織委員会)の法務部長をしています五十嵐と申します。本日はこのような機会をいただき本当にありがとうございます。

現在、組織委員会は大会が終了し、解散に向けて後片付け作業をしているところです。大会期間中は7000名ほどメンバーがいましたが、現在は10分の1の700名程度になり、この4月からは200名程度になっていきます。

本日は、Playbook(新型コロナ対策ガイドライン)について、その作成経緯、内容、運用についてご説明します。残念ながら未だコロナがまん延しており、スポーツ大会のコロナ対策が非常に大きな課題になっていますので、ご参考になればと思います。

(2) 東京大会の概要

東京大会は、本来2020年に開催される予定であったところ、「延期」、「無観客」と形を変えながら、準備が進められました。その間、様々な意見もいただきましたが、最終的には実施することができました。世界の皆さまからは、「東京大会をやってよかった」、「日本でなければこういった大会の開催はできなかった」という声も多くいただいています。これもアスリートをはじめとした大会に参加してくださった皆さま、そして大会を応援してくださった皆さまのおかげと思っています。誠にありがとうございます。

東京大会の準備は2013年から始まりましたが、最後の1年、2年はまさに新型コロナウイルスとの戦いという様相でした。2020年3月に大会の延期が発表になり、3月30日に1年間の延期という形で新スケジュールが発表さ

れました。

2020年大会が延期になり、1年後に開催されることになり、その間、組織委員会が何をすべきなのかを日々考えてきました。大会の準備自体も大変な作業ですが、それに加えてコロナ禍でどう安全、安心に大会を実施できるのか、すべきなのかを日々、様々な専門家の意見もお聴きしながら議論を続けてきました。

また、大きな問題の一つに、予算の問題がありました。当初は2020年で開催を終えて終了するという前提で予算を組んでいましたが、当然のことながら1年間延期になったことで、どのように予算をやりくりするのかもテーマにしつつ、この1年間の準備を続けてきました。

その一つの回答として、それまでどおりのプランでの開催は難しいということで、簡素化をテーマに1年間の準備を行いました。2020年末頃になってもコロナ禍が続いていたので、どのようにコロナ禍の下で大会を開催すべきか、具体的な対策やルールを作っていこう、ということになりました。そこで、組織委員会、IOC、IPCも含めて、ルールを作っそれを公表し、遵守していただくということで、このPlaybookの作成が始まりました。

その時点では、大会がどの程度の規模、体制で開催できるかが分かっていなかったため、まずはルールの骨格を作るということでPlaybookバージョン1を2021年2月3日に公表しました。その後のコロナの状況、準備の状況も踏まえて、4月にはPlaybookのバージョン2を公表しました。そして、大会の直前にはその時点での状況も踏まえて、細かいルールまで定めたPlaybookのバージョン3(最終版)を発表しました。このPlaybookは、様々

なファンクショナルエリア (FA)・部門が知恵を出し合って作っていきました。まとめ役になりましたのは、ゲームズデリバリー室 (GD室) です。

2021年7月8日には、残念ではありましたが、無観客を決定しました。組織委員会としては観客の皆さまに入っていたいで大会を開催したかったのですが、難しいということで無観客になりました。ただ、コロナ対策という意味ではコントロールはしやすい状況になりました。

(3) コロナ対策

コロナ対策は、大きく分けると3つあります。

①徹底した水際対策

海外のそれまでの様々なスポーツ競技大会でも行われてきたバブル方式を取り入れて、感染防止対策を実施します。その詳細を定めたのがこのPlaybookです。入国前、入国時、入国後に徹底した検査を行うことです。

②徹底した行動管理

日本にいる方、海外から来る方が互いに接触する機会を極力減らすために、行動管理をしっかり決めます。

③ルール違反に対する厳格な対応

違反者に対して適切な対応をしていくことがルールの順守を実現し、ひいては安全、安心な大会を実現することにつながります。

Playbookで規定している全体像は、以下のとおりです。

出国前、入国時、入国後の選手村、練習会場、競技会場を中心とした行動、具体的には、事前、事後のキャンプ、ホストタウン訪問、出国、こういった場面場面のルールを定めたものがPlaybookです。

Playbookのルール違反もいくつかありました。その処分件数は、以下のとおりです。

オリンピック競技大会期間中は、大会参加

資格を剥奪した者が15名、参加資格の一時的な効力停止が9名、その他嚴重注意が32名となっています。パラリンピック競技大会期間中も、それぞれ3名、1名、29名となっています。

コロナ対策の二つ目の柱は、いかに大会規模を簡素化するかでした。海外から来日される方の数を極力減らすということです。

当初、オリンピックに関し、観客以外の方として、14万人の関係者の入国が予定されていましたが、これを3.3万人まで減らしました。また、パラリンピックに関しても、3.6万人から1万人に減らしました。

3本目の柱として、ワクチン接種をしっかりと行うということでした。

Playbookはルールを作るということも非常に大事ではありますが、それをいかに周知をして、皆さまに理解をしていただき、順守をしていただくかがとても大事でした。

組織委員会としても、4万人という方が日本に来日されることになり、来日される全ての方にこのルールを守っていただくためにはどうすればいいかを常に考えていました。Playbookを3回発行しましたが、その都度、各ステークホルダーの皆さまには説明会を実施して、非常に長時間にわたるQ&Aセッションを開催して、ご理解をいただきました。

その結果、大会が終わってみると、大きなクラスターの発生もありませんでしたし、感染も効果的に防げたと思っています。そして、世界からも「素晴らしかった」という評価をいただきました。このPlaybookが北京大会にも引き継がれ、今後のこういったケースにおけるスタンダードになっていくと考えています。

(4) Playbookの内容

Playbookの内容には、以下のとおり、4つの原則があります。

- ①マスクを着用
- ②最小限の物理的接触
- ③検査、行動管理、隔離
- ④衛生管理

そして、対象者の行程に従った分かりやすい内容になっています。主なルールとして、各ステークホルダーの受入責任者を決めた上で、コロナ対応責任者を組織ごとに決め、その責任者が各参加者の遵守状況を監督、指導する体制を作りました。入国前から健康管理を行い、入国前に入国後の活動計画書を提出してもらい、その活動計画書に沿って行動をしていただくことを実行しました。また、出発前には2回のPCR検査を受け、陰性証明書を取得していただきました。入国にあたり専用のアプリOCHA、COCOA、ICONをダウンロードし、登録していただくことを義務付けました。そして、入国時にPCR検査を行い、日本に滞在中は毎日のPCR検査と健康観察を行っていただきました。当然のことながら、公共交通機関の使用は禁止となりましたし、あらかじめ届け出をしていた用務先以外は外出禁止としました。また、食事場所も限定しました。さらにはスマートフォンでのGPS位置情報を蓄積していただきました。そして、競技が終了してから、48時間以内に出国していただきました。その他、詳細なルールを定めており、違反時のルールも規定していました。

Playbookは、現在もIOCのウェブページ上で閲覧可能ですので、北京版を含めてご覧になってください。Playbookに違反した場合の手続をIOC側で定めたPlaybook懲戒規則があります。こちらもIOCのウェブページで閲覧可能ですので、ご興味があればご覧になってください。

(5) 違反した場合の懲戒手続

懲戒規則にはIOCへの通報の仕方、処分の決定権限がIOCのメンバー3名による懲戒委員会にあること等が定められています。懲戒委員会が決定した場合には、IFやNOCが処分を行うことも可能になっています。また、

ヒアリングの方法や罰則の内容、決定に異議がある場合にはCASにて争えることが定められています。

懲戒手続の規定はありましたが、全ての案件について、IOCの懲戒委員会を開催して判断することは難しい状況でした。そこで、組織委員会の中で検討グループを設置し、軽微なものには組織委員会の中で独自にヒアリングや具体的な処分を決め、重大な違反についてはIOCに手続を移すという運用を行っていました。検討グループのメンバーは、法務、経理、総務、メインオペレーションセンター事務局、違反をしたオーナーFA、担当組織でした。実際には、通報をホテルや空港からいただき、その方からヒアリングを行って、IOCとも都度、連携しながら処分の手続を行っていました。こうした手続の下で、嚴重注意で済ますという例もありました。

違反の実例としては、滞在期間中に違法薬物を使って逮捕されたという重大な事例もありましたが、多くは飲酒をし、外出して路上で騒いでそれを通報されたというケースでした。そういったケースについては、態様に応じて、嚴重注意から一時的なアクレディテーションの剥奪までの処分がされました。

違反の処分手続も大事ですが、組織委員会としては、いかに円滑に大会を進めるかも大きなテーマであったため、円滑な運用を進めると共に、公平、公正な手続を実現していました。その辺のバランスが非常に難しいところでした。また、いかに違反者を出さないようにするかが最も大事だったと感じます。

(6) 結語

駆け足にはなってしまいましたが、コロナ禍が続いていますので、様々なイベントにおいて、こういった対策を参考にいただければと思います。

質疑応答

伊東 報告順に皆さんに1問ずつ質問させていただきます。まず渡辺様への質問です。今回のボクシングに関する事案が発生することで、一度勝ったと判定されたアスリートが不安に感じることも当然あると思います。JOCとして、本件でアスリートとのコミュニケーションについて何か気を付けたことはあったのでしょうか。

渡辺 本件はボクシング競技ということで、選手は前日にも競技があり、翌日にも競技を控えていました。選手団本部としては、選手に負担をかけたくない、競技に集中してほしいという考え方がまずあります。そのため、国内競技団体と協議を行い、今回のケースについては、選手を直接的にヒアリングに出席させることはしない形で、NFスタッフ、選手団本部が連携して対応しました。競技直前に本部から選手に直接コミュニケーションを取ることには今回は控え、日頃つながりのある競技団体の現場の監督、コーチを通じてのコミュニケーションに徹しました。

伊東 もし、選手が審問に参加することがあれば、選手をサポートすることになったのでしょうか。

渡辺 はい。2018年の平昌大会のアンチ・ドーピング検査の陽性結果事例では、選手も聴聞会に出席をしました。そのときも事前に協議を行った上で、選手をサポートする形で、選手団本部も現地CASアドホック部でのヒアリングに同席しました。

伊東 続いて小川様への質問です。北京大会では、スキーのジャンプやスノーボードなどで審判の判定を巡る問題がありました。一般

論としてお聞きしますが、ユニフォームのサイズのチェックや採点競技の評価に関して、審判の判定というカテゴリーで争うことは難しいのでしょうか。

小川 結論としてはすごく難しいと思います。しかしながら、先ほど説明したように、審判の判定に偏見がある場合、悪意がある場合、恣意性がある場合には、争うことができます。ただし、「このような例外的な事情があった」ということを確実な証拠をもって、立証しなければいけません。

伊東 Siracusano様にお聞きしたいと思います。ロシアの組織的不正が起きてから以降、アンチ・ドーピングの世界ではますます独立であることが重要視されていると思います。改めて、クリーンスポーツを実現する上で、独立であることの意義はどこにあるとお考えのでしょうか。

Siracusano とても良い質問だと思います。このトピックでコンファレンスが一つできそうです。

今日のアンチ・ドーピングにおいて、独立であることが極めて重要であることに同意します。意思決定は、透明に行われ、説明責任を果たすものでなければなりません、同時に独立したものでなければなりません。先に述べたように、アンチ・ドーピング機関は、アンチ・ドーピング・プログラムの独立した管理をITAに委任することができます。これは、ITAがアンチ・ドーピング・プログラムを管理する際に、独立した運営上の決定を行うことを意味します。ITAが設立された理由の一つは、国際競技連盟が、例えば、特定の競技者の検査又は制裁を決定する際に持ちう

る利益相反を排除することにあります。国際競技連盟は、スポーツを振興する役割がありますが、同時に、アンチ・ドーピング・プログラムの実施にも責任を負っています。このことは、コンフリクトやバイアスとみなされる可能性があります。

伊東 ありがとうございます。これからも独立性の確保に向けて、お互いに努力していかなければいけないと思います。よろしくお願います。

五十嵐様にご質問です。前例がない中でPlaybookを作ることは大変ご苦労されたのではないかと思います。各競技団体でも国内大会を開催する上で、コロナ対策に大変苦労されています。東京大会のレガシーとして、Playbookの知見を各競技団体のコロナ対策に活かしていくことは可能でしょうか。

五十嵐 もちろん可能と考えます。確かに、大会の規模は違いますが、コロナ対策をどういった観点でやっていくのか、そしてそのルールをいかに守っていただくのか、そういった仕組みの部分を参考にしていただければと思います。

伊東 組織委員会の取組みを参考にして、各競技団体でもコロナ対策を進めていただければと思います。私からの質問は以上です、ありがとうございます。

司会 フロアからの質問です。①開封から分析業務迄の対応が実施される分析機関側には中立的な立場の人材が派遣されていたのか、それとも、分析機関従業員のみでの開封対応で良しとされていたのか。②今後、ITAがIFとの業務委託に基づき所管する違反の疑いのある分析報告事案においてもB検体分析への立ち合い対応をリモートで実施することを検討しているか。

Siracusano アスリートは、代理人と一緒にB検体分析に立ち会うことができますが、一般的には、分析機関には独立した立会人がいなければならず、これは分析機関に関する国際基準で定められています。

B検体開封の立会いに、ヴァーチャル手続を導入したのは、主にパンデミックによるものですが、同時にプロセスに効率性をもたらしました。アスリートの自身でまたは代理人を介して、B検体開封に立ち会う権利は重要ですが、アスリートの同意がある場合には、ヴァーチャル立会手続をとる可能性を検討したいと考えています。つまり、アスリートが検査室に立ち会うことを求めた場合は立ち会いを認め、リモートでの立ち合いを希望する場合にはこれを認めます。

これらのことは、手続の効率性を図りつつ、競技者の権利に十分配慮し尊重するためのことであり、現在も検討されています。

閉会の辞

山本 和彦（日本スポーツ仲裁機構 機構長）

本日は日本スポーツ仲裁機構の第18回スポーツ仲裁シンポジウムにご参加をいただき、ありがとうございました。機構を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年夏から本年冬まで、約半年の間で東京と北京でオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会が連続して開催されるという稀有の1年となりました。スポーツ仲裁という観点からもこの間、多くの事件が取り扱われ、報道等で注目されると共に、理論的に見ても興味深い複数の事例が生じました。

本日はその中でも特に興味深い選手団の利害関係参加の事案や、Field of Play 紛争の事例を具体的にご紹介をいただき、その中では日本選手の巻き込まれたボクシング事件に見られたような迅速な審理のための現地のリーガルサポート体制の必要や、初動対応の重要性についてご説明いただき、また陸上の混合リレーの事件などに見られたような競技中の審判等の決定に対する不服申立ての可否に関するルールについても、理論的な解説をいただきました。

さらにアンチ・ドーピングの事案も今回、さまざまな形で注目を集めたものですが、国際検査機関からご報告をいただき、アンチ・

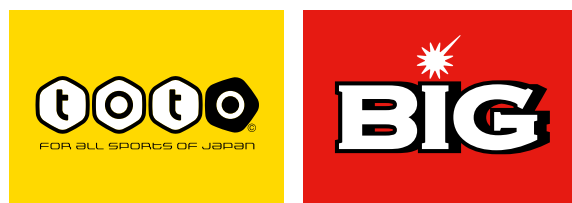
ドーピングの基本的なシステム、法的な枠組み、その中でのITAの役割、コロナ禍の影響等について詳細なご説明をいただきました。

最後に、IOCのPlaybookについてもご紹介をいただき、コロナ禍という極めて困難な状況の中でいかにオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会という大きな大会を安全、安心に開催するかというご苦労、その仕組みについて丁寧なご説明をいただきました。

以上、講師の皆さまから大変、有益なお話をいただき、また参加の皆さまからのご質問も含めて熱心なご議論をいただくことができ、大変、充実したシンポジウムになったと思います。本日のお話を今後の皆さまのさまざまな活動にぜひお役立てをいただければと存じます。

最後になりましたが、本事業に助成をいただきました独立行政法人日本スポーツ振興センター、運営協力をいただきました一般社団法人日本国際紛争解決センター、本シンポジウムに協賛をいただきました公益財団法人ミズノスポーツ振興財団、およびデサントジャパン株式会社、および各後援団体にも厚く御礼を申し上げます。

スポーツくじ



スポーツは育てることができる。

スポーツくじ(toto・BIG)の収益は、日本のスポーツを育てるために使われています。